

○長門市空き家リフォーム等助成事業補助金交付要綱

(平成 24 年 4 月 1 日告示第 56 号)

改正 平成 26 年 3 月 25 日告示第 33 号 平成 27 年 9 月 29 日告示第 143 号
平成 30 年 4 月 1 日告示第 59 号 令和 2 年 9 月 23 日告示第 173 号
令和 3 年 4 月 1 日告示第 116 号 令和 3 年 11 月 1 日告示第 226 号
令和 4 年 3 月 31 日告示第 54 号 令和 5 年 4 月 1 日告示第 44 号
令和 6 年 10 月 1 日告示第 137 号 令和 7 年 12 月 26 日告示第 179 号
令和 8 年 3 月 23 日告示第 37 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、長門市への定住を促進するため、長門市空き家活用事業実施要綱（平成 17 年長門市要綱第 51 号。以下「要綱」という。）第 4 条により登録された空き家（以下「空き家」という。）を利用するために行う空き家の改修工事（以下「空き家リフォーム工事」という。）及び空き家内の不用家財の処分業務（以下「家財処分業務」という。）に係る経費に対して補助金を交付することに関して、長門市補助金等の交付手続等に関する規則（平成 20 年長門市規則第 46 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象となる空き家)

第 1 条の 2 補助の対象となる空き家は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 要綱に基づく空き家活用事業を通じて成約したものであること。
- (2) 第 5 条第 1 項に規定する交付申請をする時点で、前号の契約日から 1 年を経過していないものであること。
- (3) 第 1 号の契約者の一方が、他の一方の 3 親等以内の親族でないこと。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要綱第 5 条に規定する空き家登録者であった者
- (2) 要綱第 8 条に規定する空き家利用希望者であった者で、次のア及びイの要件に該当する者
 - ア 長門市に定住する意思があること。
 - イ 市内に住所を有すること又は第 12 条に規定する完了報告までに市内に転入すること（以下「転入予定者」という。）。ただし、次条に規定する家財処分業務の補助を申請しようとする者は、この限りではない。

- 2 前項の規定に関わらず、市税等を滞納している者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者は、補助対象者としなない。

（補助対象事業）

第3条 補助対象事業は、補助対象者が次条に規定する施工業者に依頼して行う空き家リフォーム工事及び補助対象者が市内店舗・事業所等から資材等を仕入れ直接行う空き家リフォーム工事並びに補助対象者が一般廃棄物処理の資格を有する市内事業者（以下「処分業者」という。）に依頼して行う家財処分業務をいう。ただし、第2条第1項第1号に該当する者の補助対象事業は、家財処分業務に限るものとする。

- 2 前項の規定による空き家リフォーム工事は、次のいずれかに該当し、要する経費が10万円以上（消費税を除く。）のものとする。

- (1) 老朽化、災害等による住宅の修繕及び補修のための工事
- (2) 住宅の模様替えのための工事
- (3) 生活環境の向上を目的とした新たな設備設置のための工事
- (4) その他市長が必要と認めるもの

- 3 第1項の規定による家財処分業務は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 空き家内にある家財の処分に関する業務
- (2) その他市長が必要と認めるもの

- 4 補助対象事業は、交付決定した年度内に完了するものとする。

- 5 前各号の規定にかかわらず、申請しようとする事業が市で実施している他の補助等の対象となるものは、補助の対象としないものとする。

（施工業者）

第4条 空き家リフォーム工事に係る施工業者は、市内に本店所在地を有する業者とする。ただし、市外に本店を有する業者であっても、次の各号のいずれにも適合する業者であつて、市長の認定を受けた業者も対象とする。

- (1) 市内に支店登録があること。
- (2) 雇用保険の対象となる全従業員の半数以上が長門市民であること。

- 2 前項ただし書きの認定を受けようとする施工業者は、施工業者認定申請書（別記様式第10号）に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 市内支店の登記事項証明書

- (2) 従業員報告書（別記様式第 11 号）
- (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、認定の可否を決定し、施工業者（認定・不認定）通知書（別記様式第 12 号）により、当該申請者に通知するものとする。
- 4 施工業者は、補助対象工事を一括して他人に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 5 施工業者は、下請業者に工事の一部を委託又は請け負わせる場合は、できる限り市内に本店所在地を有する業者を活用するよう努めるものとする。
- 6 施工業者は、適正かつ適法に工事を行わなければならない。

（交付の申請及び交付決定）

第 5 条 補助対象者は、補助対象事業の着手前に、空き家リフォーム等助成事業補助金交付申請書（別記様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象事業の見積書（数量が明記され、補助対象事業とその他の部分を分けたもので、施工業者又は処分業者の記名及び押印があるものに限る。また、その写しでも可。）
- (2) 補助対象事業着手前の現場写真（住宅の全景、改修箇所、処分対象家財等）
- (3) 補助の要件を審査するために確認する必要がある個人の情報に関する調査同意書（別記様式第 2 号）
- (4) 要綱に基づき成約に至った空き家であることを確認できる書類（取得若しくは譲渡（売買を含む。）又は貸借を契約した書面の写し等）
- (5) 補助対象事業実施に係る所有者の同意が得られたことを証する書類
- (6) 転入予定者にあつて、当該補助金の交付申請日において中学生以下の子どもと同居する場合は、世帯全員の住民票の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、申請書類の内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、空き家リフォーム等助成事業補助金交付決定通知書（別記様式第 3 号）により前項の補助対象者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

（補助金の交付）

第6条 補助金の交付は、空き家リフォーム工事及び家財処分業務に係る経費について、同一住宅につきそれぞれ1回に限り行うものとする。ただし、それぞれ本交付要綱による補助対象事業の完了の日から起算して5年を経過した場合、又は市長が特に必要と認める場合には、この限りでない。

(補助金の交付額)

第7条 前条に規定する補助金の交付額は、次の各号のとおりとし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 第3条の規定による空き家リフォーム工事に要する経費(消費税を除く。)の2分の1に相当する金額とし、50万円を限度とする。ただし、当該補助金の交付申請日において中学生以下の子どもと同居する場合は、3分の2に相当する金額とし、50万円に中学生以下の子ども1人当たり50万円を加算した額又は200万円のいずれか少ない額を限度とする。

(2) 第3条の規定による家財処分業務に要する経費(消費税を除く。)の10分の10に相当する金額(当該10分の10に相当する金額が10万円を超えるときは、10万円とする。)とする。

(事業の着手)

第8条 補助対象事業の着手は、交付決定通知後に行わなければならない。

(申請の内容の変更及び変更交付決定)

第9条 申請者は、交付決定を受けた後、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、空き家リフォーム等助成事業補助金変更交付申請書(別記様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、軽微な変更(事業の目的の達成に支障をきたすことのない計画の変更で、かつ、補助金の20パーセント以内の減額の変更をいう。)については、この限りではない。

(1) 変更後補助対象事業の見積書(数量が明記され変更後補助対象事業とその他の部分を分けたもので施工業者又は処分業者の記名及び押印があるものに限る。またその写しでも可。)

(2) 変更後補助対象事業着手前の現場写真(住宅の全景、改修箇所、処分対象家財等)

(3) 変更後補助対象事業実施に係る所有者の同意が得られたことを証する書類

(4) 転入予定者にあつて、同居する中学生以下の家族に変更があつた場合は、世帯全員の住民票の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、申請書類の内容を審査のうえ、交付決定額を変更する必要があると認めるときは、空き家リフォーム等助成事業補助金変更交付決定通知書(別記様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(変更事業の着手)

第10条 補助対象事業の内容を変更しようとする事業の着手は、変更交付決定後に行わなければならない。

(事業の中止)

第11条 申請者は、交付決定を受けた後、補助対象事業を中止しようとするときは、事業中止届(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(完了報告)

第12条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日に、事業完了報告書(別記様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業代金領収書の写し

(2) 補助対象事業完了後の現場写真(住宅の全景、改修箇所、家財撤去箇所等)

(3) その他市長が必要と認める書類

(完了検査及び補助金額の確定)

第13条 市長は、前条の事業完了報告書の提出があつたときは、提出書類の内容を審査を行い、必要と認める時は実地検査を行うものとする。

2 市長は、前項の検査の結果、実施された補助対象事業の内容が適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、空き家リフォーム等助成事業補助金交付確定通知書(別記様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 前条の確定通知書を受けた申請者は、速やかに空き家リフォーム等助成事業補助金交付請求書(別記様式第9号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の補助金交付請求があつたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消)

第 15 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、家財処分業務は、第 3 号及び第 4 号の規定は適用しない。

- (1) 補助対象事業の内容が補助金交付要件から外れたとき。
- (2) 不正な手段により補助金を受けたとき。
- (3) 補助金交付後 3 年以内に市外に転居したとき。
- (4) 補助金交付後 3 年以内に該当住宅を譲渡したとき。
- (5) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(補助金の返還等)

第 16 条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し、期限を定めて、補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 17 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 25 日告示第 33 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 29 日告示第 143 号)

1 この告示は、平成 27 年 9 月 29 日から施行する。

経過措置

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の長門市空き家リフォーム助成事業補助金交付要綱(平成 24 年長門市告示第 56 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後のこの告示の相当規定によりなされたものとする。

附 則(平成 30 年 4 月 1 日告示第 59 号)

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 9 月 23 日告示第 173 号)

この告示は、令和 2 年 9 月 23 日から施行する。

附 則(令和 3 年 4 月 1 日告示第 116 号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 11 月 1 日告示第 226 号)

この告示は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 31 日告示第 54 号)

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 4 月 1 日告示第 44 号)

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 10 月 1 日告示第 137 号)

この告示は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 12 月 26 日告示第 179 号)

この告示は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 8 年 3 月 23 日告示第 37 号)

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号(第 5 条関係)

空き家リフォーム等助成事業補助金交付申請書

[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 5 条関係)

補助の要件を審査するために確認する必要がある個人の情報に関する調査同意書

[別紙参照]

別記様式第 3 号(第 5 条関係)

空き家リフォーム等助成事業補助金交付決定通知書

[別紙参照]

別記様式第 4 号(第 9 条関係)

空き家リフォーム等助成事業補助金変更交付申請書

[別紙参照]

別記様式第 5 号(第 9 条関係)

空き家リフォーム等助成事業補助金変更交付決定通知書

[別紙参照]

別記様式第 6 号(第 11 条関係)

事業中止届

[別紙参照]

別記様式第 7 号(第 12 条関係)

事業完了報告書

[別紙参照]

別記様式第 8 号(第 13 条関係)

空き家リフォーム等助成事業補助金交付確定通知書

[別紙参照]

別記様式第 9 号(第 14 条関係)

空き家リフォーム等助成事業補助金交付請求書

[別紙参照]

様式第 10 号(第 4 条関係)

施工業者認定申請書

[別紙参照]

様式第 11 号(第 4 条関係)

従業員報告書

[別紙参照]

様式第 12 号(第 4 条関係)

施工業者(認定・不認定)通知書

[別紙参照]